

# 通達資料

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について  
(平成30年10月12日付け事調第676号農政部農村振興局事業調整課長通知)の一部改正

## 1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和4年6月21日以降	令和4年8月22日以降





新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>別紙1</p> <p>【入札公告記載例】</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>( ) 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事 この工事は、週休2日に取り組むことを前提とし労務費、機械経費(賃料)、間 接工事費、対象となる市場単価に4週8休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出 する試行対象工事である、なお、現場閉所率が4週8休に満たない場合は、現場閉 所率に応じた補正係数を用いて補正をおこなう試行対象工事である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>削除</p> </div> <p>【特記仕様書記載例】</p> <p>○本工事は当初積算において「4週8休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗 じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、現 場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 なお4週6休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休2日の取り組みを希望しない 場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p>別紙2</p> <p>【省略】</p>	<p>別紙1</p> <p>【入札公告記載例】</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(6) 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事 この工事は、週休2日に取り組むことを前提とし労務費、機械経費(賃料)、間 接工事費、対象となる市場単価に4週8休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出 する試行対象工事である、なお、現場閉所率が4週8休に満たない場合は、現場閉 所率に応じた補正係数を用いて補正をおこなう試行対象工事である。</p> <p>【入札説明書記載例】</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(6) 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事 この工事は、週休2日に取り組むことを前提とし労務費、機械経費(賃料)、間 接工事費、対象となる市場単価に4週8休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出 する試行対象工事である、なお、現場閉所率が4週8休に満たない場合は、現場閉 所率に応じた補正係数を用いて補正をおこなう試行対象工事である。</p> <p>《総合評価落札方式による落札者を決定する場合》 「総合評価の方法」に以下を記載する。 総合評価落札方式においては、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画 における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。</p> <p>【特記仕様書記載例】</p> <p>○本工事は当初積算において「4週8休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗 じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、現 場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 なお4週6休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休2日の取り組みを希望しない 場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p>別紙2</p> <p>【省略】</p>	<p>備考</p> <p>表の削除</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----